

複合文化センター利用料金表

福津市複合文化センター条例(平成28 年福津市条例第26 号)の改正に伴い、利用料金が下記のとおり段階的に変更となります。

記

1 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

室名等		区分・単位	施設利用料	冷暖房利用料
(1) 文化会館				
ホール(舞台含む)		1時間	2,200	4,400
舞台のみ		1時間	1,100	4,400
楽屋	第1楽屋	1時間	110	220
	第2楽屋	1時間	110	220
	特別室	1時間	390	220
リハーサル室		1時間	510	440
展示ホール		1時間	400	-
研修室	大研修室	1時間	660	550
	中研修室	1時間	440	330
会議室		1時間	330	220
会議室A		1時間	640	140
会議室B		1時間	550	120
和室A		1時間	330	330
和室B		1時間	330	330
視聴覚室		1時間	440	330
調理室		1時間	550	330
(2) 図書・歴史資料館				
多目的室		1時間	330	220

備考

- 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。
 - 冷房 7月1日から9月30日まで
 - 暖房 12月1日から3月31日まで
- 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいか

んを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の利用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。

- (1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150
 - (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
 - (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
 - (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300
- 6 商業(物販を含む。)、宣伝又はこれに類する目的のために利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

2 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(単位:円)

室名等		区分・単位	施設利用料	冷暖房利用料
(1) 文化会館				
ホール(舞台含む)		1時間	2,860	1,590
舞台のみ		1時間	1,430	1,590
楽屋	第1楽屋	1時間	220	110
	第2楽屋	1時間	220	110
	特別室	1時間	230	110
リハーサル室		1時間	710	350
展示ホール		1時間	470	-
研修室	大研修室	1時間	920	420
	中研修室	1時間	620	170
会議室		1時間	410	110
会議室A		1時間	640	140
会議室B		1時間	550	120
和室A		1時間	440	120
和室B		1時間	440	120
視聴覚室		1時間	650	190
調理室		1時間	740	200
(2) 図書・歴史資料館				
多目的室		1時間	430	110

備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申

出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。

(1) 冷房 7月1日から9月30日まで

(2) 暖房 12月1日から3月31日まで

5 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の利用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。

(1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150

(2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180

(3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200

(4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300

6 商業(物販を含む。)、宣伝又はこれに類する目的のために利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

3 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで

(単位:円)

室名等		区分・単位	施設利用料	冷暖房利用料
(1) 文化会館				
ホール(舞台含む)		1時間	3,300	1,590
舞台のみ		1時間	1,650	1,590
楽屋	第1楽屋	1時間	220	110
	第2楽屋	1時間	220	110
	特別室	1時間	230	110
リハーサル室		1時間	810	350
展示ホール		1時間	480	-
研修室	大研修室	1時間	1,050	420
	中研修室	1時間	650	170
会議室		1時間	420	110
会議室A		1時間	640	140
会議室B		1時間	550	120
和室A		1時間	460	120
和室B		1時間	460	120
視聴覚室		1時間	690	190
調理室		1時間	780	200
(2) 図書・歴史資料館				
多目的室		1時間	440	110

備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。
 - (1) 冷房 7月1日から9月30日まで
 - (2) 暖房 12月1日から3月31日まで
- 5 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の利用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。
 - (1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150
 - (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
 - (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
 - (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300
- 6 商業(物販を含む。)、宣伝又はこれに類する目的のために利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

4 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで

(単位:円)

室名等		区分・単位	施設利用料	冷暖房利用料
(1) 文化会館				
ホール(舞台含む)		1時間	3,740	1,590
舞台のみ		1時間	1,870	1,590
楽屋	第1楽屋	1時間	220	110
	第2楽屋	1時間	220	110
	特別室	1時間	230	110
リハーサル室		1時間	910	350
展示ホール		1時間	510	-
研修室	大研修室	1時間	1,180	420
	中研修室	1時間	720	170
会議室		1時間	430	110
会議室A		1時間	640	140
会議室B		1時間	550	120
和室A		1時間	500	120
和室B		1時間	500	120

視聴覚室	1時間	780	190
調理室	1時間	860	200
(2) 図書・歴史資料館			
多目的室	1時間	460	110

備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。

(1) 冷房 7月1日から9月30日まで

(2) 暖房 12月1日から3月31日まで

- 5 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の利用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。

(1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150

(2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180

(3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200

(4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300

- 6 商業(物販を含む。)、宣伝又はこれに類する目的のために利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

5 令和12年4月1日から

(単位:円)

室名等		区分・単位	施設利用料	冷暖房利用料
(1) 文化会館				
ホール(舞台含む)		1時間	4,400	1,590
舞台のみ		1時間	2,200	1,590
楽屋	第1楽屋	1時間	220	110
	第2楽屋	1時間	220	110
	特別室	1時間	230	110
リハーサル室		1時間	1,020	350
展示ホール		1時間	540	-
研修室	大研修室	1時間	1,320	420
	中研修室	1時間	800	170

会議室	1時間	430	110
会議室A	1時間	640	140
会議室B	1時間	550	120
和室A	1時間	550	120
和室B	1時間	550	120
視聴覚室	1時間	870	190
調理室	1時間	940	200
(2) 図書・歴史資料館			
多目的室	1時間	460	110

備考

- 1 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 4 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。

(1) 冷房 7月1日から9月30日まで

(2) 暖房 12月1日から3月31日まで

- 5 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の利用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。

(1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150

(2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180

(3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200

(4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300

- 6 商業(物販を含む。)、宣伝又はこれに類する目的のために利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

